

常任委員会審査から

常任委員会へ付託された案件中、審査の過程で特に議論となった点について、委員長報告の要旨を掲載

総務委員会

平成21年度岡山市一般会計補正予算（第5号）ほか6件の議案が付託され、1議案は賛成多数で、その他の議案は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

■寄付講座設置に係る岡山大学への寄附金

この寄付講座の目的は、岡山大学で地域医療の研究・教育を行い、研究成果の普及と人材養成により地域医療体制構築に寄与することであり、設置場所は岡山大学、活動拠点は（仮称）岡山総合医療センターとする（センターが設置されるまでの間は岡山市立市民病院とする）。期間は平成22年4月1日～平成26年3月31日の4年間。

地域医療ネットワークの構築、地域医療を担う人材の養成等を推進し、最適な地域医療体制の構築に貢献することが期待される。

委員 医療センター構想の姿、形をきちんと示し、議会と話し合いをしてから設置すべきではないか。予算を認めることは医療センター構想に議会が賛同したことになるのか。

市 この予算を認めることと医療センター構想の場所等は直接関係性はない。しかし医療セン

ター構想は、岡山大学病院とその専門スタッフ、また他の病院と連携し救急体制を構築する構想の中で成り立つプランであり、岡山大学病院との時間、距離は大きな条件となる。

委員 目的は理解できるが、市だけが負担することとは限らない。連携し強固なものをつくるための役割分担等、トータルプランで構想を議会や市民に説明しなければならない。これまで市は他の事業で予想外の出費を

安全安心な医療体制の構築を



負担してきた。今回も危惧しているが、寄付講座は4年間で終わるのか。

市 寄付講座は1年間の準備期間と3年間の研修期間の4年間に限っている。岡山大学との協議の中で支出についての取り決めは寄付講座のみだ。今後支出が発生する場合は議会にも諮るが、そうならないように双方対等の協定書を結んでいる。寄附金の内訳の大半は教授等3名の人件費だが、3名が週4日をめに市民病院で診察し、診療報

酬が市民病院に入るので、市が負担するばかりではない。

一ほかにも委員から多くの指摘、意見がなされ、委員会の総意として、寄付講座設置に係る岡山大学への寄附金については、

（仮称）岡山総合医療センター基本構想について、早期に総務委員会へ報告し、議会の合意を得ることとする附帯意見を付して可決した。

保健福祉委員会

平成21年度岡山市国民健康保険費特別会計補正予算（第5号）ほか14件の議案が付託され、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定した。

■生活保護相談支援体制の整備

きめ細かな生活保護相談の実施並びに生活保護受給後の支援も含めた相談支援体制の整備を図るため、社会福祉等の専門資格・経験を持つ支援相談員を嘱託職員として雇い上げ、相談件数の多い3福祉事務所に配置しようとするもの。

委員 ケースワーカーが岡山市全体で国の基準と比べて17名も不足する中、なぜ3名だけの採用なのか。

市 現在6名の面接相談員で相談業務に当たっているが、同時に複数の面接者がある場合は、ケースワーカーが応援に当たっている実態があり、相談件数の特に多い3福祉事務所に各1名の面接相談員を新たに配置しようとするものだ。今後、状況を